

(財)女性のためのアジア平和国民基金

**第93回理事会
第74回運営審議会**

平成19年2月

第93回女性のためのアジア平和国民基金理事会
および第74回運営審議会

平成19年2月2日

アルカディア市ヶ谷 伊吹(東)

18:00~21:00

【1】 定足数報告

【2】 議事録署名人選出

【3】 事務局報告

1. CSEA 冊 (TOMO) からの申し入れ
2. 医療・福祉支援追加事業実施状況報告
 - (1) 韓国
 - (2) 台湾
3. インドネシア出張報告及び最終報告
4. 資料整備現状報告

【4】 議題

1. 韓国問題について
2. 2月14日記者会見及び感謝の会について
3. 政府申し入れ案文について
4. 基本財産について

資料

ページ

【議案事項】

1. C ² SEA冊 (TOMO) からの申し入れについて	1-5
2. 出張報告について	6-20
韓国	6-8
台湾	9
インドネシア出張報告及び、最終報告について	10-20
3. 基金所蔵図書の寄贈について	21
4. デジタル記念館について	22-24
5. 事業関係者の回顧録について	25-26
6. 尊厳冊子について	27-28
7. 最終記者会見について	29-31

韓国慰安婦被害者 氏がアジア女性基金支給金を受けとっていないと申し立てた件
に関する決定（案）

2007年2月2日 理事会

1 経過

基金は1998年12月 氏に韓国慰安婦被害者 氏より償い事業実施の申請書類を受けとり、 氏、同年2月に振り込みを行った。

基金は2003年1月に 氏本人代理人よりアジア女性基金支給金を受けとっていないという申し立てとともに、支給の有無に関して照会を受け、2005年2月14日には本人が基金を訪問した本人より直接訴えを聴取した。その際、基金事務局長より、口頭で、基金は 氏の申請書類を受けとり、申請者ののぞむ方式で事業を実施した旨を回答した。そして確認調査の上さらに回答することを約束した。基金内の討議をへて、同年3月31日、基金は 氏の申請書類を受け取り、適正に事業を実施したとの文書回答をおこなった。これに対して同年4月 氏の側は、いつ、どの銀行口座に振り込んだのかということを開き合わせてきた。

2 調査と討議

基金が確実に本人申請の口座に振り込んだとしても、本人が受け取っていないと言い続けていることは事実の解明を要する問題である。基金理事会の要請で、韓国事業実行チームの元基金運営審議会委員中嶋滋氏らが調査を開始し、2005年8月と2006年2月に 氏関係者に面談し、証言をえた。これらの証言について基金理事会はながく議論してきた。2006年12月18日には中嶋氏より「調査結果報告 氏」が提出された。この報告書の結論をも留意して、理事会はさらに討議をおこなった。

3 結論

遺憾ながら、討議の結果として、アジア女性基金支給金を受けとっていないという 氏の申し立てが資料的に裏付けられたという結論にはいたらなかった。ここにおいて理事会は本件の審議をおえることとする。

基金解散の記者会見のさい、記者より質問があれば、上記の趣旨を適切な表現により説明する。

2007年1月31日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)
理事長 村山 富市 様

アジア女性基金解散、解散後の
「慰安婦」とされた方々へのフォローアップに関する要請

特定非営利活動法人(NPO) C²SEA 朋(TOMO)
:Create Common Space in East Asia =設立申請中=
代表理事 中嶋 滋

アジア女性基金は、昨年(2006年)の理事長記者会見(2005年1月)において、解散後のアフターケアを政府と協議し実施する旨を発表されました。政府は、今後もアジア女性基金への協力を公表し、フォローアップを行うとの姿勢を明確に打ち出していると聞いております。

こうした経緯を受け、アジア女性基金でアフターケア実施組織の必要性が確認され、私どものメンバーにも組織設立などの要請がなされました。私どもは、これを受け止め、アジア女性基金・元「慰安婦」償いの事業の趣旨・目的を受け継ぎ、フォローアップを事業目的に含む特定非営利活動法人(NPO)を設立しました。すでに1月に設立申請が受理され、3月にも設立完了となる見込みです。【添付資料】

そこで、当NPOで「慰安婦」問題についてのフォローアップをすすめるにあたり、アジア女性基金に、下記のとおり要請いたしますので、よろしくご検討・ご決定下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 当NPO事業の必要性に関して

アジア女性基金が取り組まれてきました、「慰安婦」とされた方々への巡回訪問ケアを継承し、別紙のように生活・健康実態を把握し、必要なケアを当NPOの主たる事業目的の一つとして実施していきますので、これをアジア女性基金が全面的にご理解ご協力していただきたくこと。

2. 当NPOへの政府支援(予算)確定に関して

アジア女性基金として、当NPOがフォローアップ事業組織であると指定し、政府が予算付けを含む協力を行うよう要請し確定すること。

3. アジア女性基金からの重点的な財政支援に関して

当NPO設立の経緯と事業計画等により、「基金」として、基本財産の寄付や、最終年度および追加的・重点的な「慰安婦」とされた方々への予算の有効活用など、今後のフォローアップ事業に支援体制を整えること。

以上

(付)

【生活・健康実態と要望・フォローアップ・NPO課題】

▽ケアの現状

居住地自治体や援助団体により食事、洗濯、通院、買い物などの部分的・短期的ケアが行われている。しかし思い通りケアや援助が行き届かないとの苦情もあり、地域によってはきわめて手薄である。

▽ケア・共同生活スペース

「慰安婦」とされた方々は疾病をかかえ、腰痛、関節痛等があり、医薬品、補助器具・寝具類を希望し、共同生活・医療介護のケア・スペースを希望している。

▽ケアセンター、ケア自動車

(高齢化がさらにすすみ、緊急にケア自動車、ケアセンターが必要。現状では、関係協力者が臨時の住み込みケアをしている場合もある。NPOでもぜひとも必要である。

▽記録、資料

記録資料を残し後世へ伝達するなど、尊厳の回復と生涯の意味を残したいとの強い希望が被害当事者にある。これら生活・証言記録は、間断なくつづけることが重要である。

▽学習・交流・対話

NPOでも、証言を聞くなど過去を教訓として、歴史をふまえた日韓の現在、未来を語り合い、創造していく学生などの「未来のための交流・学習・共同行動」を推進する。

▽不幸な事態対応

こころのケアとして、死後の葬儀、供養（追慕式）などを行う体制をとる。

▽社会的認知

(今後も被害者が希望し必要とされているケアや援助を、政府援助のもとで行うことが、被害者の納得と社会的認知につながる。そのため、必要に応じて内外広報を行う。

以 上

特定非営利活動法人 (NPO)

C²SEA 朋 (TOMO)

Create Common Space in East Asia

＝設立申請中＝

特定非営利活動法人 C'SEA:朋(Create Common Space In East Asia:朋)

設立趣旨書

1 趣旨

過去の戦争と植民地支配がもたらした問題は、いまだ被害者に心身の苦痛として残っている。それがまだ超えられていない障害であることは、折につけ痛感する。しばしばそれは、政治的対立を際立たせ、国民的対立のように問題がひろがって、人びとの間に違和感や亀裂をもたらしている。こうした問題を克服するための努力はつづけられてきた。「慰安婦」問題については日本政府と国民が協力して謝罪、償いを行ってきた。このような政治的あるいは社会的、文化的な、さまざまな企画、方法はこれからも一層、継続発展しなければならない。

いま問題のとらえ方は、変わりつつある。人と人とのつき合いを通して無知や偏見を率直に直して、共通・共同の課題として受け止める関係ができつつある。それを基礎にして知識や認識を深め、行動を起こして課題解決につなげようというものである。

そのために、政府や自治体、社会団体、市民団体、個人が必要に応じて連携する仕組みをつくり、実践していく。組織、団体などを横断的につながる人のネットワークが経験や知識を生かし、知恵を生みだしていく——。政治的・民族的立場ではなく、具体的課題の解決によってひろく人間社会をゆたかにしていこうとするものである。

戦争などの歴史的課題によって人びとが心身にかかる課題を、また、現在も社会的に従属や屈辱を強いられる人びとの課題を人間的社会的に解決していくため、この特定非営利活動法人を設立する。政府や自治体、人びとが連携すること、国境や民族を超えて課題のために活動すること。これによって、社会と人びとの認識や行動がひろまり、共同の福祉につなげていきたいと思う。

植民地下で動員された「慰安婦」、軍人・軍属、徴用労働者など戦争被害の問題に取り組んできた人的関係と経験を生かし、継続して課題解決のため行動する。また「過去を踏まえ、現在から未来へつながる」対話、記録、学習等の企画も実施していきたい。

政府と諸団体で連携する人びとが、必要とされる心と具体策を実行、実現していくことを旨としたい。それがいつも可能である社会をめざすことも、この特定非営利活動法人の目標である。

役員名簿

代表理事	中嶋 滋
副代表理事	松井聖一郎
理事・事務局長	臼杵敬子
理事	笠見 猛
監事	佐藤康英

平成19年度事業計画書

法人成立の日から平成20年3月31日まで

特定非営利活動法人O³SEA・朋

1 事業実施の方針

- ・ 本法人の設立初年度である平成19年度は以下の事業を確実に実施することを目指す。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの人々に知ってもらえるよう広報活動のためのインターネット環境整備を行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 実施予定日時 (B) 実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	収支予算書の 事業費の 金額(単位: 千円)
(① 医療福祉支援事業 (定款第5条(1)①)	高齢者を巡回訪問しケアを行なう	1ヶ月に5回年間計60回 韓国、台湾 5人	元「慰安婦」等被害者 30人	3,020
② 調査研究支援事業 (定款第5条(1)②)	人権侵害に対する実態・実情、対処等を把握するための調査研究およびその支援を行なう	1ヶ月に1回 韓国 2人	人権問題等に関心のある市民 不特定多数	600
③ 普及学習啓発事業 (定款第5条(1)③)	人権を尊重することの重要性について理解を促すための普及啓発事業を行なう	6ヶ月に1回 日本国内各所学校等 3人	人権問題等に関心のある市民 不特定多数	20
④ 連携提言推進事業 (定款第5条(1)④)	国内外の団体と連携し、人権がより尊重される社会を築けるよう各方面に提言等を行なう	1ヶ月に1回 国内外関係省庁、団体等 2人	連携を双方ともに希望する省庁、団体等 12団体	540
(⑤ 人的相互交流に関する事業 (定款第5条(1)⑤)	当法人が事業を行なう各国地域との間で交流の場を設定する	1回 日本国内各所学校等 3人	人権問題等に関心のある市民 不特定多数	3,000
⑥ 文化的相互紹介事業 (定款第5条(1)⑥)	当法人が事業を行なう各国地域との間で相互の文化を紹介する	通年 特定非営利活動事業実施場所等 3名	当法人が事業を行う各国地域に関心のある市民 不特定多数	100

2007年1月15日
韓国担当

出張報告 【医療・福祉支援事業】

1. 出張者

(委託)、原田信一 (職員)

2. 期間

2007年1月7日より同月11日

3. 出張先

韓国ソウル。巡回——ソウル市、広州市、富川市、その他

4. 用務

韓国の元「慰安婦」被害者に、医療・福祉支援事業を、追加的・重点的に実施するとの趣旨で巡回訪問その他を行うこと。

1) ケア、援助、相談と、生活・健康状態の聴取

2) 今後のケア、援助について希望を聴取

3) 今後のケア、援助のため、市場や専門店を訪ねて価格、費用等を調査

5. 実行内容

現地でケアの世話人・介助協力者3人の同行を含め、訪問

主として独居の人の自宅を訪ね、生活・健康状態を見聞

相手方 計6人 (

各氏)

6. 報告特記1 (被害者の希望)

▽ぜひ今後もケア、援助を継続するよう求められた

▽概して、辛うじて独りの生活ができる健康状態であった (文氏は介護療養所)

▽居住地により、自治体や援助団体により食事、洗濯、通院、買い物などの部分的・

短期的ケア ▽しかし思い通りケアや援助が行き届いていないとの苦情も聞いた ▽

腰痛、関節痛等があり、医薬品、補助器具、寝具類についての希望あり ▽共同生活・医療のケアスペースへの希望あり ▽記録、死後の供養などへの希望あり

7. 報告特記2 (今後のケアに向けて)

▽継続的ケアのため、ケアセンター、介助・介護、補助器具、医薬品援助への態勢が望まれる ▽今後も被害者が希望し必要とされているケアや援助を、「基金」・政府で行うことが、被害者の納得 (社会的認知) につながる

▽個人記録や後世への伝達などにより、尊厳の回復と生涯の意味を残したいとの姿勢が被害当事者にある

▽日本側の事情や予算上の都合によって被害者の気持ちや状況に「基金」・政府が対応できないとすれば、悔いを残すことになりかねない。

▽アフターケアのため、緊急にケア自動車、ケアセンターが必要。もっとも必要とされ、可能性を追求することが被害者のための「基金」事業

2007 年 1 月 30 日

出張報告書（韓国、2007 年 1 月 24 日～29 日）

1. 出張目的

韓国における償いの事業、医療・福祉支援事業による
巡回訪問および必要な援助（医薬品、補助器具等の調達、配布

2. 出張先、期間

韓国、ソウル、仁川、忠清南道、京畿道
2007 年 1 月 24 日～29 日

3. 出張者

氏（委託）、原田信一
韓国現地協力 氏、 氏

4. 巡回先、ほか

氏、 氏、 氏、 氏、 氏
生活状態、健康状態を聞き、必要なケア・援助を計画

器具類購入：届け、一部送達

バス（貼付薬）、胃腸薬、動悸薬、目薬（日本）

車イス、関節サポータ、腰痛サポータ、血圧計、褥瘡用パッド、酸素供給器、
部分ホットパッド（韓国）

ケア連絡用レンタル電話（先払い、韓国）

5. 特記

▽1 月当初の巡回で回りきれなかった人たちを訪問した

▽車イスは保管場所もなく、確定した相手に持っていか、宅配便で送るほかなかった

▽その他医薬品も今後の訪問で持ち歩くまでの保管場所もない問題がある

▽付添が必要な被害者があったが、ケア場所がなく、韓国在住の関係者に住み込みを依頼した

▽荷物をもって巡回するために、自動車をレンタルするほかなかった

▽現地協力者も含めて巡回計画、打ち合わせをする際は、出張者のホテルや食堂を使うほかなかった

▽一人ひとりの要望にそったケア、援助が必要であることを痛感。日々状態は年化しており、継続的な巡回、連絡、援助が必要

▽そのため、個々人のケア・ファイルをつくっている（添付）

韓国——医療・福祉支援事業計画と予算

独居・高齢—85 歳くらい—の不安に応える必要

希望があり、喜ばれるケア、援助を、できるかぎり実施

基本合意

——アジア女性基金は、当事業の趣旨目的にそって、最終年度、追加的・重点的にかつこれまでの実施をより効果的に補充し、「慰安婦」とされた方々に有効活用され今後につながる支援として実施する。

▽海外事情調査費——渡航費等旅費／個人負担「バス、薬品、ほか」

▽医療・福祉支援事業——旅費、補助器具・薬品、機材…可能になった

事業計画は一体——ケア、場所、移動・運搬、保管

(1) 巡回訪問ケア——介護・医療的ケア／医療補助器具、医薬品等援助

(2) ケアのための場所・拠点（ケアセンター）——孤立被害者の付添ケアと共同生活／連絡、相談／記録事務、物品保管管理／巡回移動・運搬のための福祉自動車

(3) 記録・資料——継続した生活実態記録、証言記録、資料保存

(4) 儀礼・追悼——誕生日、旧正月などの儀礼、合同追悼式・墓の整備

(5) 実施体・スタッフ——ケア班（韓国） 代表、ハッキリ会（日本） 代表 協力者、関係者（5～7人）

ケア実施上の移動・運搬、管理の問題

——巡回・ケア実施中

——1 月 7 日訪韓で 6 人、1 月 24 日訪問で 5 人…訪問着々

車イス、正露丸、救心、貼付薬（バス）、目薬、簡易血圧計、腰痛痔瘡用ベッドパッド、関節痛サポーター、腰痛サポーター（コルセット）、酸素供給器、ホットマット

（ほか予定 杖、補聴器、リクライニングベッド、洗濯機…継続）

【巡回訪問ケア実施上の問題】 車がない問題、場所がない問題

▽物品保管管理——車イス、ベッドマット等補助器具・医薬品

▽移動・運搬——。物品運搬でタクシーでは困難な場合も。リフト付

▽臨時、緊急の付添、看護もできない。——個々人の部屋が狭い

▽独居の不安から共同生活を希望する人がいる——付添、家事、相談

記録・資料／追悼・儀礼——こころのケアは重要

▽生活・証言記録の中断はできない。

▽こころのケアとしても、記念日等の儀礼は欠かせない。合同追慕式、墓所の整備も。

台湾出張報告:2007 年 1 月

- 出張先:台湾 屏東、苗栗、台北、花蓮
 - 期間:2007 年 1 月 15 日(月)~19 日(金)
 - 出張者:内田真理(元在台湾教師、台湾事業協力者)、岡檀業務部長
※台北在住の () 代表)と合流
 - 目的: 被害者や家族との面談
-

1. 今年度内に巡回予定対象の被害者 8 名のうち、6 名()と面談した。
2. そのうち 1 名は長く行方不明になっていたが、今回さまざまな手段を用いて調べた結果、本人にたどり着くことができた。「自分はもう見捨てられたと思っていた」と言って、涙を流して喜ばれた。このような高齢の被害者は、こちらが当然と考えがちな社会性を持っておられないことを忘れてはならず、転居された場合などには追跡することが非常に困難となる。定期連絡の重要性を再認識した。
3. 一方、もう 1 名()を訪問する予定であったが、行方不明となっており、以前居住していた部落に入って調査したが、結局わからなかった。年度内に再度試みる。
4. 今回面談した被害者らはいちように健康不良を訴えている。そのうち 1 名は、病院で寝たきり状態にある。
5. 被害者らと婦援会の関係については、以下のような話を聞いた。
(ア) —婦援会が繰り返し一緒に訪日しようと言ってくる、毎回断るのに苦労している。
(イ) —最近婦援会が刊行した「慰安婦」写真集に、自分の顔写真が無断で掲載された。
その上、台北市内の書店でこの写真集のポスターが貼りだされた。ポスターを見た知人が驚いて知らせてくれて、自分は初めて知った。激しい怒りを感じて婦援会に電話をかけて強く抗議したが、とりあってくれなかった。悔しくてたまらない。

この写真集については現地協力者が注文購入し、基金に送ってくれることとなっている。

6. 氏は、台湾在住 20 年を機に仕事のスタイルを変えつつあり、昨年沖縄に住居を購入した。今後も仕事の中心が台湾であることに変わりないが、日本から台湾へ通うこととなり、これまでのように台湾側で常時サポートしてもらうわけにはいかなくなる。他方、内田氏は基金と被害者をとりまく複雑な事情をよく理解し、アフターケアについて協力的である。今後の対応についても 氏と連携しつつ柔軟に対応してもらえることが確認された。

以上

- I 日 時 平成 19 年 1 月 15 日(月)～1 月 20 日(土)
II 出張者 和田春樹専務理事、佐藤榮子事務局員、間仲智子事務局員、松田瑞穂前業務部長
III 訪問先 インドネシア社会省、東ジャワ州・プリタール、パスルワン、西ジャワ州チマヒ
南スラウェシ州マカッサル、バプア州ジャヤブラ

III 内 容

1 ヌールシャバニ国会議員との懇談

(1) 日時:2007(平成 19)年 1 月 16 日(火) 9:00～10:00

(2) 内容

① ヌールシャバニ氏が関わって建設されたパスルワン、チマヒの施設について説明があった。

② 「慰安婦」問題に関する他の地域について

ア、ジョグジャカルタにおいても高齢者施設の建設が可能かどうか打診を行なったところ 24 人の被害者が賛成したが、象徴的な人物であるマルディエムさんは反対した。現地の団体にも打診してみたが返答はなく、賛成している 24 人だけでは施設を運営できるだけの組織力がなかった。

イ、プリタールにおいてアジア女性基金設立時には、ある団体を名乗る 2 人が申請のための登録をすると騙し、1 人 25,000 ルピアを徴収して被害者の事情聴取をした。この 2 人は本件にて刑事罰に処せられた。

一方、プリタールにおいて被害者の面倒を見てきた”Family Blitar” のソジョノ氏はヌールシャバニ氏に対してこれに係る費用の手当をしてくれるよう、要望を出してきた。そこでヌールシャバニ氏が社会省に交渉した結果、食費(food ticket)が支給されるようになった経緯がある。そして今回の施設建設となった。

③ 基金の解散後・フォローアップについて

基金は政府に対しフォローアップを行なってくれるよう働きかけを行っており、インドネシア事業に関しては「草の根無償支援」で対応できるのではないかと考えており、もし何かアイデアがあれば提案してほしいと伝えたところ、ヌールシャバニ氏はボゴールは貧しい地域であり、何かコミュニティプログラムができないかと考えていると答えた。

ヌールシャバニ氏はインドネシア事業が終わるのであって、基金自体が解散するとは思っていなかったようだ。解散すると伝えるとせっかく各方面にネットワークが出来上がっているのに大変もったいないことだと言った。

2 月 14 日に開催される解散会見、レセプションの際にメッセージを頂戴できないかとお願いしたところ送ってくれるとのことだった。

2 社会省との協議

(1) 訪問日時:2007(平成 19)年 1 月 16 日(火)11:00～12:30

(2) 出席者:

日本側: 和田、佐藤、間仲、松田、菅田日本大使館一等書記官

インドネシア側: マクムール社会省社会サービス更正総局長、シアニバル課長、

(3) 内容:

冒頭、和田事務局長よりインドネシアにおける事業の終了に伴い3月をもって解散することを述べ、これまで協力して事業を行なってくることができたことに対して感謝の意を伝えた。

社会省より最終事業報告書が提出された。

(1) 事業の完了について

基金より計画された69ヶ所全ての施設が完了したかどうか尋ねたところ、社会省より69ヶ所のうち、アチェ州とベンクル州の2ヶ所が未完成ではあるものの、両方とも送金は完了しており、1月中には完成する予定であると返答があった。特に問題もなく順調に進んだとのこと。

(2) 事業のフォローアップについて

- a. 基金より、基金は本事業のフォローアップを考えており、日本政府が行なっている「草の根無償支援」の枠内で行なっていけるよう日本政府に働きかけを行なっている。これまで行なってきた基金事業の上に補足すべき事業や「慰安婦」のための追加的な事業の要望があれば進めていってほしいと述べた。例えば、南スラウェシ州の団体から基金に対してアジア女性基金の償い事業を実施してほしいと要望が来ているが、基金としては何もできない状態にあるため社会省で事業を考え、「草の根無償支援」の中で行なってもらうことも考えられるのではないかと付け加えた。

これに対し社会省は、ジャンピについては是非にフォローアップを行ないたいと思っている。一方、南スラウェシ州からの要請は個人に対する補償であって、困難と考えており、州内バレバレに施設を建設してはどうかと思っている。今後調整を行なっていきたい。と述べた。

- b. 社会省より事業のフォローアップとして高齢者施設の中にディケアサービス、ホームケアサービスを実施することを計画している。高齢者施設に入居し裨益する人数よりもディケアサービス等によって裨益する人数の方が多いのではないかと考えている。
- このシステムが発展していけば、NGOとも協力して支援を行なっていけると考えており、家族と離れ離れにならずに済むので支援を受ける高齢者にとってもよりよいサービスとなる。基金でも賛同いただきたい。との発言があった。

これに対し基金より、そういったサービスが重要なことはわかるが、「草の根無償支援」のシステムに沿うものかどうかは大使館に相談いただきたい。と答えた。

社会省より、基金が3月に終了した後は別の組織が引き継ぐことはあるのかと問われた。これに対し、アジア女性基金の関係者が2つのNPOを立ち上げた。一つは女性尊厳事業を行なっていくもの、もうひとつは韓国、台湾において被害者に対する事業を行なっていくものである。

前者の NPO が今後インドネシアで「草の根無償支援」において事業を実施する際のアドバイザーになりえると思う。と答えた。

③ 報告書について

報告書について公表できる箇所はホームページに掲載することとで合意した。

ヌールシャバニ氏に対しのと同様に 2 月 14 日に開催される解散会見、レセプションの際に社会省からメッセージを頂戴できないかとお願いしたところ送ってくれるとのことだった。

3 高齢者福祉施設の訪問

(1) 高齢者福祉施設「Famili」(第7期建設)

① 訪問日:2007年1月17日

② 訪問者:和田、松田、通訳、同行者:シアニバル社会省課長

まずスラバヤ空港から4時間車を飛ばして、東ジャワ州プリタール県県知事公舎に到着した。宮殿とみまがう公舎で県知事夫妻の接待を受け、そこからバトカーの先導で、知事夫妻とともに、プリタール市郊外スコレジョの福祉施設「ファミリー」に向かった。到着すると、新築の建物の前には巨大なテントが立てられ、多くの人が集まっていた。音楽は盛大に「見よ、東海の空あけて」と愛国行進曲をかなでていた。開設式の横断幕には、「アジア女性基金の援助に感謝する」とある。施設の責任者らしき老人スジョノ氏(1930年生)が進み出て挨拶する。「妻は10日前に死んだが、がんばってやるつもりだ、よく来て下さった」と言う。この老人の妻ジャリアさん(1936年生がプリタール県の女性協会の会長をしていた活動家で、慰安婦の人々の状況に同情して、家の敷地内に建物をたてて、面倒をみていたとのことである。2002年メガワティ大統領に会って訴えた結果、社会省から食料費(1500万ルピア)が出るようになったのである。現在では30人分(2400万ルピア)をもらっている。このたび、郊外に土地を獲得して、アジア女性基金のプロジェクトで施設を新設することができ、ここに14人だけ収容できたというのである。

この責任者の娘さんウイジ・セッチアニングルムさんがジャワの正装で式典で挨拶した。アジア女性基金に感謝するとのべたあとで、施設が狭いので、もう一棟たててほしい、またおばあさんが病気になると、町の医者まではこぶのに救急車がほしいといわれた。ついでアジア女性基金の代表として私が挨拶し、社会省の課長のシアニバル氏が挨拶した。それからヘリー・プリタール県知事のあいさつとなったが、県知事はこの施設のために前の通りをつくったといい、施設のためにはもう一棟と救急車が必要だと言われた。県知事は施設側の希望を支持していることをそれによって示したのである。それから知事が壁にかけの許可証にサインし、知事夫人がテープカットをした。

中にはいるとおばあさんたちはすでに入っていた。大部屋で7人、7人が入っていた。一人のおばあさんが私を捕まえて、自分は体操の教師をしていたが、日本人の歯医者の手伝いをさせられた、その折りの賃金をもらっていない、なんとかしてほしいといわれた。もうひとりのおばあさんは憲兵隊につとめていたといい、やはり賃金はもらっていないと言っていた。

施設は責任者の夫婦とその子供3人、その連れ合いたちが中心で支えている。まさに「ファミリー」施設である。おばあさんたちに「こころの糸」となるプレゼントがほしいといわれた。用意してくるべきだと私も考えていたが、何をもっていけばよいか、わからないままできてしまったので、送りましょうと約束した。人数をきくと、この施設のまわりにはみなで77人の慰安婦がいるということだった。14人が入居できたが、誰かが死ねば、別の人が入居できるという状態だということである。

式典には東ジャワ州の社会省からも多くの人々が来ており、在郷軍人会の人々も制服姿できていた。子供たちも多く、地域の人々も参加していた。歌手は二人もきて、うたっていた。とにかく大変なよろこびようで、参加したわたしたちにとっても、感動的だった。慰安婦のためだけの組織として運営されている唯一の高齢者福祉施設であろう。フォローアップ事業として、施設の側の要求に応えるよう願った。

(2) 高齢者福祉施設「Wilingi Blitar」(第7期建設)

- ① 訪問日:2007年1月17日
- ② 訪問者:和田、松田、通訳、同行者:シアニバル社会省課長
- ③ 責任者 ウィド・アリジャント施設長

施設は東ジャワ州社会福祉局の施設である。施設全体は1076平米、うち206平米を新設した。従来の施設には30人が入居、新棟には12人が入居できる。その新棟の開設式がおこなわれ、和田がテープカットをおこなった。式には歌手が一人やとわれていた。老人たちが変わった日本の歌を歌ってくれた。そのうちの二人が慰安婦であったということだった。この二人と話すことができた。

(3) 高齢者福祉施設「Pasuruan」(第7期建設)

- ① 訪問日:2007年1月18日
- ② 訪問者:和田、松田、通訳、同行者:シアニバル社会省課長
- ③ 責任者 リニ・Yayasan Bahtera Akhir Banagla 代表

ここも開所式ということだったが、顔見知りのリニさんが責任者として挨拶した。プリタールのファミリー施設と協力して、慰安婦の人を受け入れたいと言っていた。ついで社会省の課長氏が挨拶したが、準備がよくできていないという批判の演説だった。PSTWというのが高齢者福祉施設という言葉の略号だが、その正式名称からして間違っているの、看板をなおすべきだとか、許可証に必要なインドネシアの国章ガルーダがついていないので、これではだめだとか、いろいろ批判された。それで私の挨拶はなしになり、テープカットだけとなった。ベッド数は10の施設である。

聞いてみると、このパルスアンの施設はリニ女史もヌールシャバニ議員の指示で建てたが、経営の体制がまったくできていないとのことだった。建物も備品もみな入っているのに、警備員一人おいているというので、これではこまるのである。東ジャワの社会省代表も来ていて、とにかく許可手続きを完了してほしいというように話していた。なんとか考えてほしいとお願いしてきた。

(4) 高齢者福祉施設「Sejahtera」(第7期改修)

- (1) 場所 バンカタン県バンダアンにある。パスルアンより近い。
- (2) 訪問日:2007年1月18日
- (3) 訪問者:和田、松田、通訳、同行者:シアニバル社会省課長
- (4) 責任者 ムハンマド・ウィラエ施設長

東ジャワ州社会福祉局の施設である。総面積6496平米中の5棟600平米を改修した。現在105人の入居している。新棟は50人入居可能である。

(5) 高齢者福祉施設ブディールフル(チマヒ)(第7期建設)

- (1) 訪問日:2007年1月19日
- (2) 訪問者:和田、松田、通訳、同行者:社会省課員

ここはヌール・シャバニ議員の系列のリニ女史の施設だとされていたものである。行ってみると、そこはバムディールフルという財団の診療所内に高齢者のための Day Care Center を建てたということであった。リニ女史の組織の刻印は広い集会室に組織のメンバーであった元慰安婦スハナさんの名前をつけてスハナ記念室という看板をかけたところにあられていた。10人を収容できる施設である。

開所式には西ジャワ州の社会省の責任者も来て演説し、私も演説した。施設の説明の文書は日本語になっていた。診療所の医師が五輪真弓の歌「こころの友」を歌って歓迎してくれ、松田さんはブンガワンソロと一緒に歌った。

バムディールフル基金は1976年設立で、創立者の家族が責任者でやっているもので、この他に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短大、それに看護婦学校もやっているとのことだった。というわけでしっかりした経営である。一人の慰安婦の方がきておられて、話をきいた。エスカミアさんといい、リニさんの組織の創立メンバーで、ヌールさんと日本に行ったことがあるということだった。この施設に入るように勧められているが、家があるので、まだ決心がつかないといっていた。養子縁組みをした男性がつきそってきていた。

この施設ではこの会にきた老人たちにおみやげを用意していた。「心の糸」だといって、私たちから渡してほしいということだった。砂糖や米、油などがはいっているとのことだった。私たちが用意したもののごとくであったから、費用を持たせてほしいと申し出て、四万ペソ、三〇個、計一二〇万ペソを渡してきた。

(6) 高齢者福祉施設「Gau Mabaji Goa」(ガウ マバジ ゴア 第7期建設)

- (1) 訪問日時:2007(平成19)年1月17日(水)
- (2) 訪問者:佐藤、間仲、通訳、社会省エルニタ担当官
- (3) 面談者:アシアド施設長、ムシャムイン氏、南スラウェシ州サマド社会局長他
- (4) 場所について:

南スラウェシ州、マカッサル中心部から車で1時間くらいのところにある。

(6) 施設について

- 「Gau Mabaji Goa」とは、「よい行い could be help you」という意味。
- 1976 年、中央政府により建設された。現在も中央政府からの資金を受けている。
- 職員は施設長以下 23 名。
- 総面積 2.9 ヘクタールの敷地内に 42 棟の建物がある。そのうち 13 棟に高齢者が入居し、その他は台所、集会所、職員宿舎などになっている。総定員数は 110 名。
- 今回建設された施設の定員は 10 名で現在は 5 名が入居している。定員に満たしていないのはこの 1 月に完成したばかりのためで、現在入居者を募集中である。
- 入居者は 70 代が 70 名と一番多くついで 60 代、80 代の順となっている。男女比は男性が 46 名、女性が 59 名。アジア女性基金の施設には男性が 3 名、女性が 2 名入居している。男女ともに入居しているのはより人間的な生活を送れるようにとの配慮から。
- 入居者の出身地としては、スラウェシ島内だけでなくジャカルタ、アンボン州など島外の出身者も多い。
- ここに入居するに至った経緯としては以下の 3 点が挙げられる。
 - a. 独居
 - b. 家族が経済的理由により一緒に生活することが困難なため
 - c. 共働きをする家庭が増え、月曜から金曜日までは世話をすることができないことから、この期間だけ施設に預け、土日に迎えに来て家族と過ごす
- 食事は施設から提供され、その費用は中央政府の予算によるもの。1 日当たり 1 人 12,500 ルピアが支給されているが、十分ではなく、厚生省が作成したメニューに従って提供している。
- 看護師が常駐している簡易診療所が併設されている他、州に 1 度は保健所の医師が来訪し、診察を行なっている。
- 民芸品の製作など作業訓練も行なっている。

★ 先般、基金に届いた南スラウェシ州の団体からの書簡について南スラウェシ州サマド社会局長と懇談を行なった。サマド局長の語った内容は以下の通り。

自分はこの書簡を見るのは初めてである。この団体は自分のところにも何度もやって来てはいるが、そのたびに「中央政府(社会省)へ申し立てをするには知事の推薦が必要となるがそれを得るためには被害者の確かなデータをそろえることが重要である。」とはねつけてきた。書簡にある知事の推薦を与えたとされる州政府の組織とは知事の諮問委員会のようなところであり、本件について全く知識がないのにもかかわらず、また担当局である社会局へ何の連絡もなく推薦を与えてしまったようだ。

ただ団体が活動を行なうためには社会局の認可が必要であり、(まだ認可されていないので)活動することはできないだろう。

偶然にも同行通訳も以前にこの団体の代表者(ダルマウィ氏)に面会したことがあった。朝日新聞の取材を受けた氏は何度も机を叩きながら「日本は補償しろ。」と迫ったという。以前は一つの団体で活動していたが、補償要求を第一とする強硬派のダルマウィ氏と被害者保護の立場を重視する穏健派とで分裂したとのことだった。

(7) 高齢者福祉施設「Tal Twan Asi Papua」(タット ワン アシ パプア 第5・6期建設)

- (1) 訪問日時 2007(平成19)年1月18日(木)
- (2) 訪問者:佐藤、間仲、通訳、社会省エルニタ担当官
- (3) 面談者:アフマド施設長、ウスマ職員、フランスユンパプア州社会局課長
- (4) 場所について: パプア州都ジャヤブラより車で1時間強のところにある。ジャヤブラまではジャカルタから飛行機を乗り継いで6時間くらい。
- (5) 施設について
 - 「タット ワン アシ」とは、サンスクリット語で「私はあなた あなたは私(同じ気持ち)」という意味。州唯一の高齢者施設。
 - 職員は施設長以下16名で社会福祉士、法学士、教育学士、看護師など。
 - 1982年から既存。2002年、地方分権化に伴い州政府の管轄になった。
 - 総面積1,475平方メートルの敷地内に24棟の施設があり、そのうち12棟に高齢者が入居している。その他は台所、作業所、職員の宿舍など。総定員数は100名で現在入居しているのは80名。
 - 今回建設された施設の定員は12名で定員いっぱいの12名が入居している。
 - 設備は申請してから送金されるまで間があったため、物価が上がってしまい、計画した備品を購入することができなかった。また購入した備品はもったいないので、倉庫にしまっているものもある。
 - 入居者の年齢層は60代が76%、70代が20%、80代が4%となっている。
 - 男女比は男性が34名、女性が46名。
 - 入居者の出身地はジャヤブラ県が80%となっており、その他州内のワメナや、近隣のピアツ島、ジャワ島の出身者もいる。
 - この施設に入居するに至った経緯としては次の3つが挙げられる。
 - a. 独居していたが、経済的に困窮したため
 - b. 家族が多忙となり、捨てられるよりはましと自発的に入居を希望
 - c. 家族はいるが経済的に困窮しているため一緒に生活することが不可能。
 - 入居者の家族が面会に訪れた際などカウンセリングも行なっている。
 - 食事は施設が提供する。1日当たり1人10,000ルピアの費用について、現在は州政府が負担しているが、間もなく中央政府からの予算が下りることになるだろう。州内には社会局は必要ないと思われる節があり、予算の獲得は難しい。より活発な広報活動が必要となっている。
 - 医療費についても小額ではあるが予算を組んでいる。職員に看護師がいるので、軽い病気の時には治療を行なう。病状が進むと、近隣の厚生施設やジャヤブラ市内にある病院に搬送する。
 - 1ヶ月に1回軽い体操をみんなで行なう他、民芸品などの製作を行なっている。
 - 施設に入居している75歳になるという男性が日本語で話しかけてきた。「この馬鹿野郎。」と言いながら笑顔で握手をしている。他の入居者と3人で軍歌や君が代も歌ってくれた。
 - 社会局課長は「かつてこの島にも日本軍が上陸した。多くの(*慰安婦とは言わなかったが)「被害者」も出たと聞いている。被害者の中には「自分は被害を受けた」と名乗る人もいた一方で、ずっと隠し通した人もいたと思う。」と言った。

★ この他州には２つの施設があり１つは青少年のための、もうひとつは売春をしていた女性を構成させるための施設とのこと。

★ パプア州にも日本政府に対し補償を求める団体があり、社会局に陳情に訪れるが、社会局課長は被害者であるという確固としたデータが必要であると対応していると話した。

視察を終えて

両施設とも政府が管理している施設のためか、整備された広い敷地内に建てられ、緑も多く、職員は暖かく、穏やかで、よい環境下にあるように思えた。しかし、両施設で訴えがあった政府からの予算が少なすぎることは死活問題であるようだ。

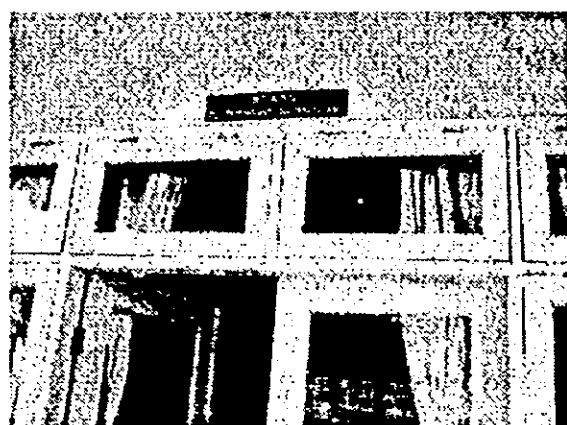
(1) Family



(2) Willingi Blitar



(3) Pasuruan



(4) Sojahtera



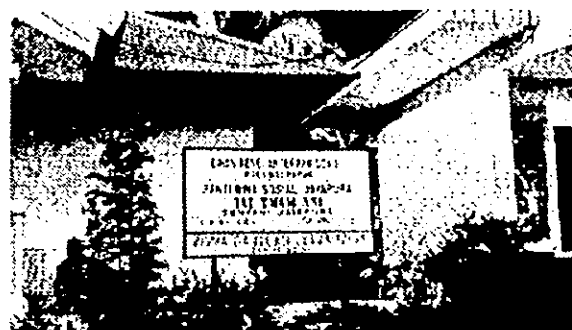
(5) Budi Luhur



(6) Gau Mabaji Goa



(7) Tat Twan Asi Papua





MENTERI SOSIAL REPUBLIK INDONESIA

Jakarta, Januari 30 , 2007

Number : 0/C-04/PRS/I-07/MS
Attached : -
Re. : Expression of gratitude

To : Tomichi Murayama
The President of Asian Women's Fund
2-7-6 Kudan Minami, Chiyodaku
Tokyo 102-0074
In -
JAPAN

Dear Sir,

Government of the Republic of Indonesia has worked together with the Asian Women's Fund (AWF) in handling of Jugun Ianfu problems through constructing/rehabilitating the Social Services for the Elderly (PSTW) in Indonesia. According to the MOU between Government of Republic of Indonesia, and the Government of Japan, AWF activities in Indonesia started in 1997 and will be completed by March 2007.

In line with the cooperation which come to the end, therefore the Ministry of Social Affairs would like to express our gratitude to the Government of Japan, especially to the AWF that has provided assistance on construction/rehabilitation 69 Social Services for the Elderly in 26 Provinces in Indonesia. Detail report has been submitted to the team visited Indonesia on January 16, 2007.

We are aware that the cooperation will be ended on March 2007, however, we wish that the Government of Japan continues to provide assistance and support the enhancement of social services for the elderly in Indonesia. The assistance and support of AWF is very useful and meaningful for the elderly in the nursing home.

Again, on behalf of the Government of the Republic of Indonesia, we would like to express our deep gratitude to the AWF for the cooperation and assistance for 10 years.

Thank you very much for your kind attention and cooperation.

Sincerely Yours,

Minister of Social Affairs

H. Bachtiar Chamsah, SE.



cc:

Ambassador of JAPAN in Jakarta.

基金所蔵図書の寄贈について (案)

所蔵図書の分類

一般教育啓発向け

1. 「慰安婦」問題にかかわる図書
2. 「女性の人権」問題にかかわる図書
3. 基金が制作した調査研究報告書、リーフレット、マニュアル等

歴史研究向け

4. 歴史研究用の文献、文書コピーなど (例: 戦史叢書、陣中日誌、金原日誌など)

寄贈先の選定基準

1. 非営利・公益に資するための機関であること。
2. 基金活動に対し、一定の理解を有する機関であること。
3. 寄贈された図書が国民一般に広く活用され、教育啓発に資するための仕組みを有する機関であること。
4. または、基金の理念を継承して活動する機関であること。
5. まとまった形で引き取り、管理してくれる機関であること。

上記基準を満たす機関として、以下が挙げられている。

(1) 財団法人人権教育啓発推進センター

法務省・文部科学省所管。理事長: 横田洋三。同センターの「人権ライブラリー (370 m²)」では約 17,000 冊の図書のほか、ビデオや DVD、パネル等を閲覧・貸し出ししている。同団体に対し、一般的な図書を寄贈したい。

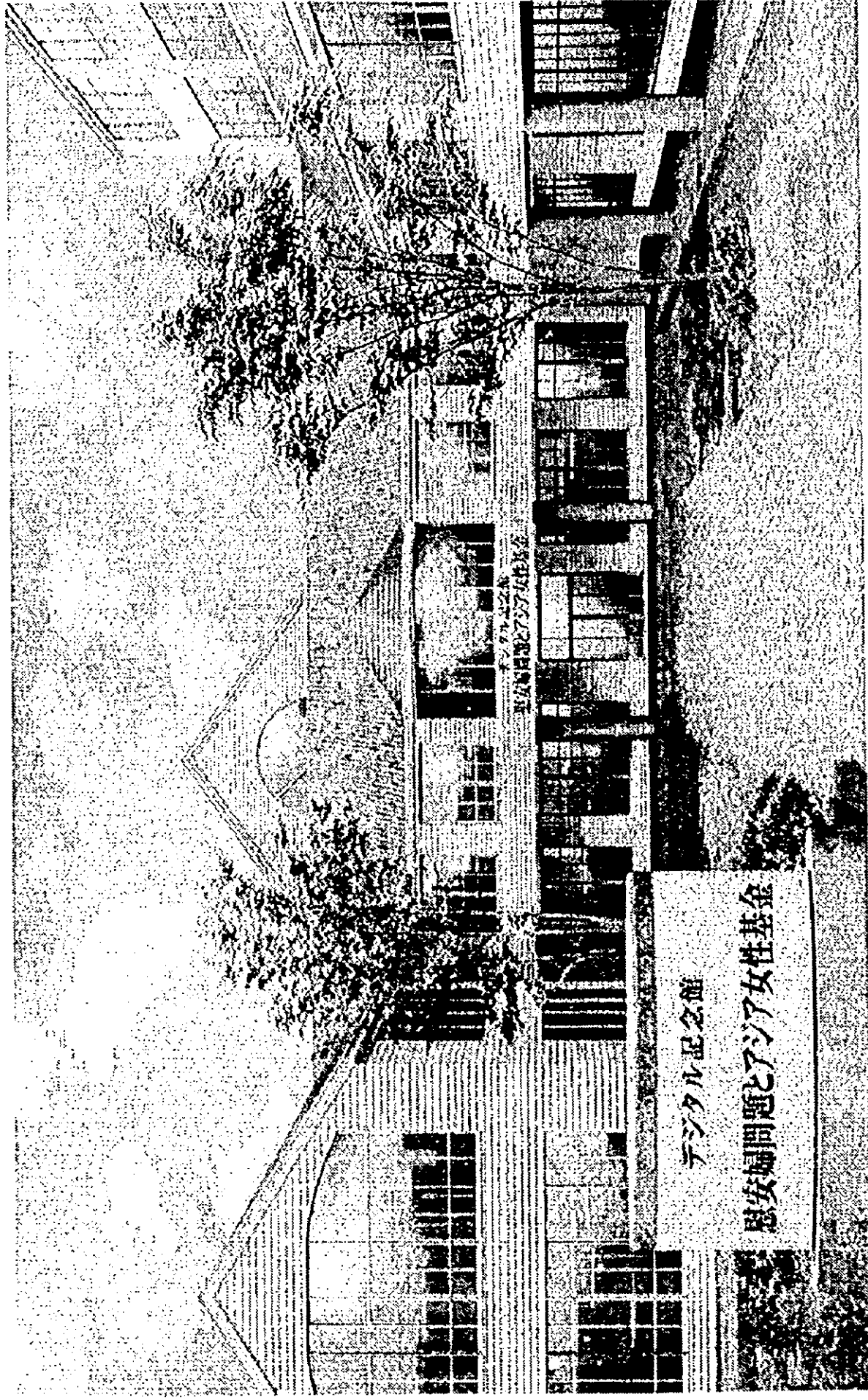
(2) G' SEA 朋 (特定非営利活動法人認可申請中)

基金の理念と活動を精神的に継承する団体として、基金関係者有志で設立された。代表理事: 中嶋滋。同団体に対し、慰安婦被害者からの聞き取り等に有効活用できる参考資料 (例: 戦史叢書) を、寄贈したい。

(3) その他

学術研究を目的とした機関に、歴史研究用の文献、文書コピー等を寄贈したい。

以上



進む▶

ごあいさつ

「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」

私は敗戦50周年、1995年8月15日に出した内閣総理大臣談話の中で、以上のように表明しました。その日の朝、全国紙5紙に、戦争の時代に慰安婦とされた人々に対する国民的な償いの事業をおこなうアジア女性基金の国民のみなさまへのよびかけが発表されました。

そこで活動を開始したアジア女性基金は、政府と国民の協力により慰安婦とされた方々に対する償い事業を、現代世界における女性の名誉と尊厳にかかわる問題に対するとりくみとともに、すすめて、2007年3月をもって、活動を終えるにいたりました。

わたしたちは、慰安婦問題にかんするわたしたちの認識と基金の償い事業の歩みを記録して、歴史の教訓とするために、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」を立ち上げることにしました。ここを訪れる方々がこの歴史を忘れることなく、アジアと世界において、和解と協力のために努力する気持ちをかためてくださるようお願いいたします。

2007年3月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金理事長

村山富市

進む▶

ご案内

ENGLISH

第一室：日本軍の慰安所と慰安婦

- └慰安婦とは/慰安所と慰安婦の数/慰安所の生活
- └フィリピン/韓国/台湾/オランダ/インドネシア/その他の国々

第二室：日本政府の対応とアジア女性基金の設立

- └慰安婦問題が明らかになるまで
- └アジア女性基金の誕生と事業の基本性格

第三室：アジア女性基金の償い事業

- └各国・地域における償い事業の内容
- └フィリピン/韓国/台湾/オランダ/インドネシア
- └各国・地域の被害者の声ーそれぞれの被害状況と戦後
- └償い事業実施を支えた人々
 - └拠金者からのメッセージ
 - └事業実施にかかわった関係者の回想
- └アジア女性基金の解散とその後

第四室：慰安婦問題と償い事業をめぐる国内外の議論

- └国連等国際機関における審議
- └いわゆる「慰安婦」訴訟の経緯
- └補償に関する立法の試み

第五室：アジア女性基金の女性尊厳事業

- └女性尊厳事業 趣旨と効果ー関係者による座談会
- └広める(啓発)/支える(支援)/つなぐ(交流)/知る(調査研究)

文書庫

- └「慰安婦」関連歴史資料
- └基金事業関連資料
 - └日本政府 およびアジア女性基金の文書
 - └基金が制作した冊子やビデオ
 - └基金事業関連資料

オーラルヒストリー アジア女性基金

編集発行 女性のためのアジア平和市民基金

はしがき

第一部 政府とアジア女性基金

村山富市 内閣総理大臣・基金理事長
河野洋平 官房長官
石原信雄 官房副長官・基金副理事長
上原康助 戦後50年プロジェクト座長
武部 勤 慰安婦問題小委員会委員長
美根慶樹 外政審議室審議官
東良信 外政審議室審議官

第二部 基金に関った者の思い

古川貞二郎 内閣官房副長官
伊勢桃代 専務理事・事務局長
大鷹淑子 副理事長
赤松良子、呼びかけ人・評議員会座長
衛藤清吉 副理事長
金平輝子 副理事長
宮崎勇 理事
高崎宗司 運営審議会委員長

第三部 アジア女性基金の事業

大沼保昭・横田洋三・和田春樹 呼びかけ人・理事・運営審議会委員
有馬真喜子・林陽子・松田瑞穂 フィリピン事業担当者
ネリア・サンチョ 元リラ・ビリピーナ代表
臼杵敬子・中嶋滋 韓国事業担当者
下村満子・岡懐 台湾事業担当者
頼沼敏 台湾事業実施連絡責任者・弁護士
マルガリータ・ハマー・ド・フロワードヴィル オランダ事業実施委員会委員長
池田 維 元オランダ大使

あとがき

■「女性の人権」とアジア女性基金

「女性の人権」とアジア女性基金

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金「アジア女性基金」

目次

アジア女性基金の尊厳事業

■趣旨と成果000

■事業内容

身近に起きている暴力 ―DVや性虐待など000

1. 実態をつかむ
2. 認識を広める
3. 専門家を増やす
4. 現場をサポートする
5. 先進的事例を紹介する
6. 連携する
7. 暴力を未然に防ぐ

女性と司法000

1. 第1回 国際専門家会議
2. 第2回 国際専門家会議
3. 第3回 国際専門家会議
4. 第4回 国際専門家会議

武力紛争下における女性と人権000

1. 第1～4回 国際専門家会議
2. 第1～26回 武力紛争下における女性の人権研究会

NGO支援事業から見えるNGOの役割に関する提言000

付録 ジャナル別基金刊行物
 援助者育成のためのワークショップ
 国際会議・シンポジウム
 アジア女性基金役員等
 「慰安婦」問題、女性の人権に関する働き

関係資料 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言
 ウィーン宣言及び行動計画
 国連安全保障理事会決議1325号
 第4回世界女性会議における野坂清賢主席代表演説